

平成 27 年度小野町社会福祉協議会事業

基本方針

今日の社会福祉を取り巻く状況は、少子高齢化や家族形態の多様化、コミュニティ能力の低下が進む中、公的な制度だけでは解決しきれない問題が発生しているとともに、生活への不安も深刻化しています。

こうした状況の中、本会では住民相互が日頃からともに支えあい助け合う関係を築きながら、子どもや高齢者、障がい者など地域に住む誰もが地域を支える一員として地域福祉活動に参加できる仕組みづくりと、地域福祉の中心となる人材の育成に力を注ぎ、地域の福祉力の向上に取り組みます。

介護保険事業では、地域の安定したサービス提供事業所として、利用者本位で信頼される質の高い介護サービスを提供するとともに、利用者等の具体的なニーズ把握に努め、満足度の高い多様なサービスの提供に努めます。

また、障がい者ニーズに対応するために、相談支援事業の本質をとらえ、利用者の意向に出来るかぎり沿う形で運営し、介護保険事業と同様に利用者とのかかわりを通して、より良いサービスの提供に努めます。

地域福祉活動

- ・高齢者や障がい者、子育て世代をはじめ、地域住民からの相談に対し、行政及び関係機関等と連携を図りながら適切な対応を行います。
- ・小地域を単位としたサロン構築に努めていきます。
- ・自力歩行困難な方が外出できるよう車いすが同乗可能な軽自動車の貸し出しを行います。
- ・寝具丸洗い乾燥消毒サービス、出張理髪サービスなど在宅の高齢者への支援を行います。

福祉教育の推進

- ・福祉についての理解を深めていくために高齢者疑似体験や中高生の職場体験を実施します。

民生児童委員の支援

- ・町と連携し定期民生委員協議会の開催や研修会の開催を行います。

日常生活自立支援事業(あんしんサポート)

- ・認知症高齢者や障がい者を対象とした福祉サービスの利用や生活に必要なお金の出し入れ等をお手伝いする事業を進めます。

広報活動

- ・社協だよりの発行(年4回)及びホームページによる情報提供を行っていきます。

障がい児者福祉の推進

- ・障がい者またはその家族が安心して地域で生活できるよう相談や関係機関との連携に努めていきます。

生活福祉資金の相談、受け付け、生活援助資金の貸付

- ・低所得者、障がい者、高齢者世帯の自立更生のための支援を行います。

ボランティア活動

- ・ボランティアに関する相談や派遣の実施、ボランティア活動保険等の手続き、各種養成講座の開催等を通して活動を支援します。

居宅介護支援事業

- ・要介護者の心身の状況を踏まえ、人格と個性を尊重し可能な限り居宅において、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービスを提供します。
- ・緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに利用者の居宅を訪問、状況を把握し、その状況に応じて、行政及び関係機関との連絡調整を行い、必要な措置を適切に行います。

デイサービスセンター事業

- ・要支援及び要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、サービスを提供します。
- ・利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の支援及び専門士による機能訓練等の介護など必要な援助を行ないます。